

令和 8 年度愛媛県産後ケア施設スタートアップ支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 令和 8 年度愛媛県産後ケア施設スタートアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業目的)

第 2 条 この補助金は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 17 条の 2 に規定する産後ケアを行うための施設（以下「産後ケア施設」という）の初年度の運営費を支援することにより、産前・産後ケアを希望する妊産婦の受け皿の拡充を図ることを目的とする。

(補助対象期間)

第 3 条 補助対象期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、産後ケア施設の新設から最大 12 か月とする。

(補助対象者)

第 4 条 新たに日帰り型や宿泊型の施設を開業してから 1 年未満かつ、補助対象期間内において、産後ケア事業を行う者。

(補助対象経費、補助金額)

第 5 条 補助対象経費は、新たに産後ケア施設を運営するために必要な人件費、委託料、家賃とする。ただし、次に掲げる費用は、対象としない。

(1) 敷金

(2) その他新たに産後ケア施設を運営するために必要とは認められない費用

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

3 補助金の交付限度額は 1 事業者あたり 540,000 円とする。

(交付申請)

第 6 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたと補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第5号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産（以下「取得財産」という。）については、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分（以下「財産処分」という。）してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（関係書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助事業の関係書類を整理し、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（指導監督）

第17条 知事は、補助事業の実施に関しては、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- （1）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2）この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3）その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行し、令和8年4月1日から適用する。